

# 高知県史編さん基本方針

令和 3 年 10 月 20 日決定

## 第 1 趣旨

この基本方針は、高知県史の編さん及び刊行に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 第 2 目的

- 1 本県の歴史的な変遷を明らかにする。
- 2 県民の歩んできた歴史への理解を深め、郷土への愛着を育む。
- 3 本県の歴史資料を悉皆的に調査し、県民共有の財産として後世に伝える。
- 4 本県の学術及び文化の振興に寄与する。
- 5 本県の歴史研究を担う人材を育成する。

## 第 3 方針

- 1 本県の変遷を国内外の歴史的な流れの中に位置付け、地域の特色を示す。
- 2 県民の暮らしの歩みに着目し、それに立脚した叙述を心がける。
- 3 本編については、できる限り平易な表現で記述し、写真、挿図、統計資料等を多く掲載するなど、広く県民に親しまれるものとする。
- 4 資料編については、本県の特徴的な資料を重点的に収録するとともに、できるだけ地域に偏らない資料の収録を心がける。
- 5 県民の幅広い協力のもと、県内外に所在する資料を丹念に調査し、撮影した写真など資料データの収集と保存に努める。その際、資料所有者の理解と協力を得ながら、幅広い利活用が可能になるような条件を整える。また、調査等を通じて散逸の可能性が高いと認識した資料については、関係諸機関の協力のもと保存に向けた働きかけを推進し、県民共有の文化資産の保全に努める。
- 6 学術的な調査・研究の成果を広く取り入れ、高い水準をもつ県史を編さんし、本県の文化と教育の発展に積極的に活用する。
- 7 市町村及び関係諸機関と密接な連携を保ち、多くの県民が編さんに携わる体制を構築する。

## 第 4 構成

県史の編さんは、旧石器時代から平成時代までの、古代・中世、近世、近代、現代、考古、民俗、文化財、自然の各分野を対象とし、本編及び資料編並びに別編その他で構成する。

## 第 5 期間

県史の編さんに要する期間は、令和 3 年度から令和 22 年度までの 20 年間を目途とする。

## 第6 計画

県史の編さんに当たっては、概ね5年ずつ4期に分けて進捗を管理し、必要に応じて計画の見直しを行うこととする。

## 第7 監修

県史の編さんの統括的な指揮・監督を行うため、監修者を置く。

## 第8 組織

県史の編さんに当たり、高知県史編さん委員会、高知県史編さん編集委員会、高知県史編さん専門部会及び高知県史編さん事務局を置く。

- 1 高知県史編さん委員会は、知事を委員長、監修者を副委員長として、関係団体の代表者及び各専門部会の部会長で構成され、県史の編さんに関する重要事項を審議する。
- 2 高知県史編さん編集委員会は、監修者及び各専門部会の正副部会長で構成され、県史の編さんに関する企画及び各専門部会間の調整を行う。
- 3 高知県史編さん専門部会は、知事から委嘱された専門的知識を有する学識者で構成され、各分野において、県史の編さんに必要な資料の調査、執筆、編集等を行う。
- 4 高知県史編さん専門部会の構成は、古代・中世、近世、近代、現代、考古、民俗、文化財、自然の8部会を基本とし、その他の専門部会が必要となった場合は、高知県史編さん編集委員会での協議を経て、高知県史編さん委員会の承認を得た上で設置することができるものとする。
- 5 各専門部会の部会員だけでは対応できない専門領域の調査を担う「特別調査委員」並びに各専門部会の調査結果を基に県史の執筆を担う「執筆委員」を必要とする場合は、高知県史編さん編集委員会での協議を経て、高知県史編さん委員会の承認を得た上で適宜必要な委員を委嘱することができるものとする。
- 6 庁内に高知県史編さん事務局を設け、県史の編さんに必要な資料調査、執筆・校正の補助、事業全般の庶務等を行う。

## 第9 普及

県史の編さんに対する県民の理解と協力を得るため、編さん期間を通して普及・広報活動に取り組む。

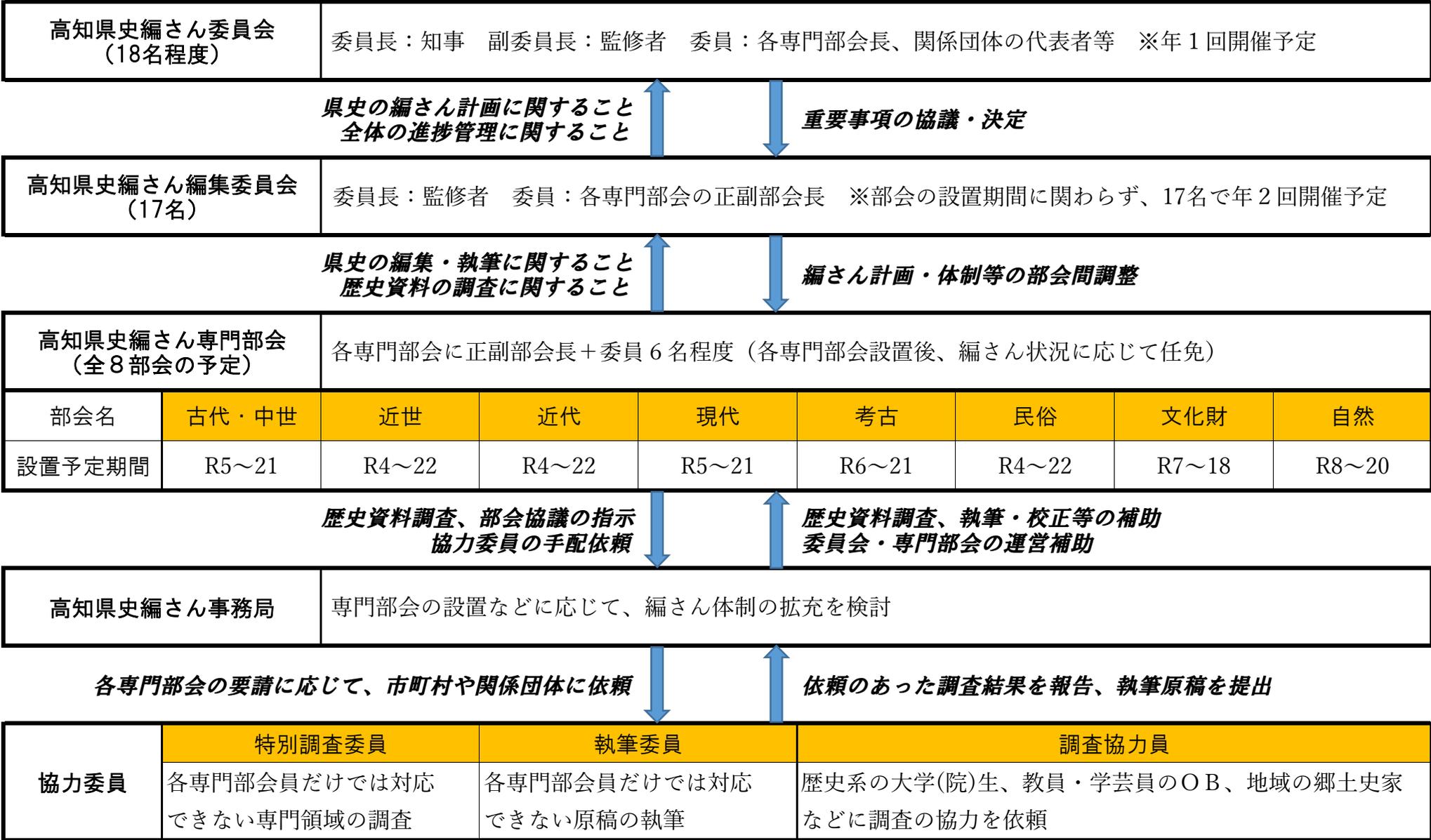
- 1 ホームページの公開やニュースレターの発行などにより、事業の成果や進捗状況を広く県民に周知する。
- 2 講演会やワークショップの実施など、関係諸機関と連携しながら、県民の歴史への関心を深める機会の創出に努める。

## 第10 委任

この基本方針に定めるもののほか、県史の編さんに関して必要な事項は別に定める。



# 高知県史の編さん体制



## 高知県史編さん編集委員会設置要綱（案）

## （目的）

第1条 高知県史の編さんを円滑かつ効果的に推進するため、高知県史編さん編集委員会（以下「編集委員会」という。）を設置する。

## （所掌事項）

第2条 編集委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）高知県史の編集に関すること。
- （2）歴史資料の調査に関すること。
- （3）広報啓発及び人材育成に関すること。
- （4）高知県史編さん専門部会（以下「専門部会」という。）の各部会間の調整に関すること。
- （5）その他高知県史の編さんにおける必要事項に関すること。

## （組織）

第3条 編集委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

- 2 委員長は、高知県史監修者をもって充て、編集委員会を代表し、その事務を統括する。
- 3 副委員長は、委員の中から互選し、委員長を補佐し、委員長の任務の遂行に支障があるときは、その職務を代理する。
- 4 委員は、専門部会の各部会の部会長及び副部会長をもって充てる。

## （任期）

第4条 委員長、副委員長及び委員の任期は、5年とする。ただし、この要綱により初回に委嘱された委員の任期は、委嘱の日から令和8年3月31日までとする。

- 2 任期の途中で委員が辞任した場合、後任者の任期は、前任者の残存期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

## （会議）

第5条 編集委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席をもって成立するものとする。
- 3 委員長が必要と認める場合は、委員以外の者を会議に出席させることができる。
- 4 委員は、委員会の当日までに委員長に委任状を提出することにより、代理の者を会議に出席させることができる。

## （事務局）

第6条 編集委員会の庶務を処理するため、文化生活スポーツ部文化振興課に事務局を置く。

## （その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、編集委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和3年 月 日から施行する。

## 高知県史編さん専門部会設置要綱（案）

## （目的）

第1条 高知県史の編さんを円滑かつ効果的に推進するため、高知県史編さん専門部会（以下「専門部会」という。）を設置する。

## （所掌事項）

第2条 専門部会の各部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）各部会の運営に関する事。
- （2）各部会が担当する歴史資料の調査に関する事。
- （3）各部会が担当する刊行物の編集に関する事。
- （4）その他各部会が担当する時代、分野等に係る必要事項に関する事。

## （組織）

第3条 専門部会は、古代・中世部会、近世部会、近代部会、現代部会、考古部会、民俗部会、文化財部会及び自然部会の各部会で構成する。

- 2 前項の各部会は、部会長、副部会長及び8名以内の委員を置く。
- 3 部会長は、各部会を代表し、その事務を統括する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐するとともに、部会長の任務の遂行に支障があるときはその職務を代理する。
- 5 各部会の部会長、副部会長及び委員は、文化生活スポーツ部長が委嘱する。

## （任期）

第4条 部会長及び副部会長及び委員の任期は、5年とする。ただし、この要綱により初回に委嘱された部会長、副部会長及び委員の任期は、委嘱の日から令和8年3月31日までとする。

- 2 任期の途中で部会長、副部会長又は委員が辞任した場合、後任者の任期は、前任者の残存期間とする。
- 3 部会長、副部会長及び委員は、再任されることができる。

## （事務局）

第5条 専門部会の庶務を処理するため、文化生活スポーツ部文化振興課に事務局を置く。

## （その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、専門部会の運営に必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和3年 月 日から施行する。